

岸和田市貝塚市清掃施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

令和2年3月25日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において準用する岸和田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年岸和田市条例第12号。以下「準用条例」という。）の例による。

(初任給の基準)

第3条 準用条例第13条第1項第1号において適用する準用条例第3条に規定する規則に定める初任給の基準は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員、当該者に係る別表第1に掲げる職種の区分に基づき、同表に定める給料表の種類及び初任給の号給（以下「初任給号給」という。）

(2) 時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員、当該者に係る別表第2に掲げる職種の区分に基づき、同表に定める給料表の種類及び初任給号給

2 前項第1号の会計年度任用職員が経験年数（当該会計年度任用職員が任用の日前10年以内に本組合において在職した場合であって、当該在職した期間のうち前項第1号の会計年度任用職員にあっては別表第1に掲げる職種の区分が当該任用に係る会計年度任用職員の区分及び職種の区分と同一であるものとして在職した年数をいう。当該在職した年数が9年を超える場合には、9年）を有するときは、初任給号給の号数に、当該経験年数の月数（1月に満たない端数は、1月とする。）に100分の50の割合を乗じ12月で除して得た数に4を乗じて得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）を加えて得た数を号数とする初任給号給をもってその者の初任給として受けるべき号給とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員が一会計年度内に再度任用された場合にあつては、当該一会計年度内において決定された初任給号給をもってその者の初任給として受けるべき号給とする。

4 当該会計年度任用職員であつて、その給料表の種類及び初任給号給の決定について第1項及び第2項の規定によるときは著しく他の会計年度任用職員との均衡を失し、又はその採用が著しく困難になると認められている場合は、あらかじめ管理者の承認を得てその者の初任給号給を決定することができる。

(費用弁償)

第4条 準用条例第16条第1項の規定による費用弁償の支給の対象となる会計年度任用職員の要件は、岸和田市通勤手当支給規則（昭和34年岸和田市規則第4号。以下「通勤手当規則」という。）第3条の規定を準用する。

2 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員に支給する1箇月当たりの費用弁償の

額は、支給単位期間を1箇月として通勤手当規則第3条の2第2項の規定を準用して算定した額とする。

3 時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員に支給する1箇月当たりの費用弁償の額は、勤務した月の当該勤務日数に250円を乗じて得た額とする。

4 前各項に規定するもののほか、費用弁償の支給については、職員の通勤手当の例による。

(超過勤務報酬等)

第5条 準用条例第13条第2項及び第3項の規定により、それぞれの給与等の額を計算する場合において、計算の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（それぞれの報酬のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算する。この場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第6条 準用条例第15条において期末手当の支給を受ける者は、岸和田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和34年岸和田市規則第6号。以下「給与規則」という。）第12条の規定を準用する。

2 準用条例第15条第1項において準用する準用条例第10条第2項に規定する規則で定める率は、100分の122.5とする。

3 準用条例第15条第1項において準用する準用条例第10条第2項に規定する在職期間は、給与規則第12条第3項の規定を準用する。

4 準用条例第15条第1項において準用する準用条例第10条第2項に規定する規則で定める割合は、次の区分に応じた割合とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

備考

1 在職期間は、本組合において会計年度任用職員として在職した場合であって、当該在職した期間のうち第3条第1項第1号の会計年度任用職員にあつては別表第1に掲げる職種の区分が、同項第2号の会計年度任用職員にあつては別表第2に掲げる職種の区分が基準日における任用に係る会計年度任用職員の区分及び職種の区分と同一である場合は、在職した月数とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合にあつては、この限りでない。

2 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員が当該在職期間において勤務しない日数（正規の勤務時間について勤務しない時間数の合計数を当該者に係る正規の勤務時間の時間数で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数））がある場合は、この表の割合に次の区分に応じた割合を乗じて得た割合とする。

勤務しない日数	割合
0日	100分の100

1日～5日	100分の 95
6日～10日	100分の 90
11日～15日	100分の 85
16日～20日	100分の 80
21日～25日	100分の 75
26日～30日	100分の 70
31日～40日	100分の 60
41日～50日	100分の 50
51日以上	0

5 準用条例第15条第2項に規定する規則で定める標準月額、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員については、準用条例第13条第1項第1号の規定により算出された額とする。

(2) 時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員については、当該パートタイム会計年度任用職員が基準日前6箇月以内の期間（以下「実績期間」という。）におけるその者の勤務時間数（時間外勤務を含む。次項において同じ。）の合計時間数を、当該実績期間におけるその者の在職月数（1月に満たない端数があるときは、当該月における在職日数を30で除して得た数（小数点第3位を四捨五入した数）を在職月数に加えて得た数とする。以下同じ。）で除して得た時間数に、準用条例第13条第1項第2号の規定により算出された額を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入した額。次項において同じ。）とする。

6 前各項の規定にかかわらず、6箇月未満の範囲内で任期を定めて任用されている者、月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員であって当該者について定められた1週間当たりの勤務時間が15.5時間未満の者、時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員であって実績期間におけるその者の勤務時間数の合計時間数を当該実績期間におけるその者の在職月数で除して得た時間数が62時間未満の者に対しては、期末手当を支給しない。

7 期末手当の支給日は、基準日が6月1日であるものにあつては6月30日とし、基準日が12月1日であるものにあつては12月10日（時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員にあつては12月21日）とする。ただし、当該支給日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前前日を支給日とする。

（勤勉手当）

第6条の2 準用条例第15条の2に規定する規則で定めるものは、給与規則第13条の規定を準用する。

2 準用条例第15条の2第1項において準用する準用条例第10条の2第2項に規定する割合は、100分の102.5にその者の勤務期間等の区分に応じ、別表第3に定める割合を乗じて得た割合とする。

3 前項に規定するその者の勤務期間等の計算は、給与規則第14条第2項（同項第9号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第4号中「条例第17条」とあるのは「準用条例第

18条」と、同項第5号中「勤務時間条例第13条」とあるのは「岸和田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第9号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第13条第1項」と、「勤務時間条例第3条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第4条第1項」と、「同条例第9条」とあるのは「同規則第9条」と、同項第6号中「勤務時間条例第15条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第15条」と読み替えるものとする。

4 準用条例第15条の2第1項において読み替えて準用する準用条例第10条の2第2項の規則で定める標準月額、前条第5項の規定を準用する。

5 前各項の規定にかかわらず、6箇月未満の範囲内で任期を定めて任用されている者、月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員であって当該者について定められた1週間当たりの勤務時間が15.5時間未満の者、時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員であって実績期間におけるその者の勤務時間数の合計時間数を当該実績期間におけるその者の在職月数で除して得た時間数が62時間未満の者に対しては、勤勉手当を支給しない。

6 勤勉手当の支給日は、前条第7項の規定を準用する。

（時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬）

第7条 準用条例第13条第1項の規定により支給する報酬の計算の基礎となる勤務時間数の算定については、第5条の規定を準用する。

（勤務1時間当たりの報酬の額の算出）

第8条 準用条例第17条第1項第2号に規定する額の算出における管理者が定める休日については、同条同項第1号に規定する管理者が定める休日に当該月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の週勤務日数（5日を超える場合は5日とする。）を乗じて5日で除して得た日数とする。

（復職時等における号給の調整）

第9条 休職または育児休業をした会計年度任用職員が職務に復帰した場合において、他の会計年度任用職員との均衡上必要と認めるときは、岸和田市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和57年岸和田市規則第12号。）第19条の規定の例により、その者の給料月額を調整することができる。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月9日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月14日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月16日規則第5号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年9月28日規則第5号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年1月9日規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（以下「改正後の会計年度任用職員給与規則」という。）第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（期末手当の額の計算の特例）
- 3 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の会計年度任用職員給与規則第6条第2項の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。
（給与の内払）
- 4 改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の規定に基づいて既に支払われた会計年度任用職員の給与は、改正後の会計年度任用職員給与規則の規定による会計年度任用職員の給与の内払とみなす。

附 則（令和6年3月27日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第6号）

（施行期日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職種	給料表の種類	初任給号給
一般事務員	会計年度任用職員給料表1	39
技術顧問	会計年度任用職員給料表1	89
技術参与	会計年度任用職員給料表1	75
その他の技術員	会計年度任用職員給料表1	39
上記以外の職種	会計年度任用職員給料表1	39

別表第2（第3条関係）

職種	給料表の種類	初任給号給
事務補助員	会計年度任用職員給料表1	6
上記以外の職	会計年度任用職員給料表1	6

別表第3（第6条の2関係）

勤務期間等による支給基準 勤務期間等による支給基準は、次の各号に掲げるそれぞれの区分に応じた割合を乗じて得た割合とする。

- (1) 勤務期間による割合

勤務期間	割合
6 箇月以上	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 90
4 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 4 箇月未満	100 分の 70
2 箇月以上 3 箇月未満	100 分の 60
1 箇月以上 2 箇月未満	100 分の 50
1 箇月未満	100 分の 40

備考 第 6 条第 4 項の表備考の規定は、この表において勤務期間を計算する場合において準用する。

(2) 勤務しない日数による割合

ア 1 週間当たりの勤務日数(会計年度任用職員勤務時間規則第 12 条第 1 項第 1 号の 1 週間当たりの勤務日数をいう。イにおいて同じ。)が 5 日以上の場合

勤務しない日数	割合
0 日	100 分の 100
1 日～12 日	100 分の 95
13 日～26 日	100 分の 90
27 日～52 日	100 分の 85
53 日～87 日	100 分の 70
88 日～113 日	100 分の 60
114 日～129 日	100 分の 50
130 日～156 日	100 分の 44
157 日以上	0

イ 1 週間当たりの勤務日数が 4 日以下の場合

勤務しない日数	割合
0 日	100 分の 100
1 日～ 9 日	100 分の 95
10 日～20 日	100 分の 90
21 日～41 日	100 分の 85
42 日～69 日	100 分の 70
70 日～90 日	100 分の 60
91 日～103 日	100 分の 50
104 日～124 日	100 分の 44
125 日以上	0